

条例素案に対するこども及び委員などの ご意見とその対応について

令和7年10月31日現在

富山県厚生部こども家庭室

素案に対するこども及び委員などのご意見とその対応について

1 条文の規定内容に関すること

条例の構成	こども及び委員などのご意見	意見への対応
1 前文	・ こどもは他の人からどう思われるかを気にするので、失敗を恐れずにチャレンジできる社会であってほしい。 ・ こどものことを大人が勝手に決めることがないということを条例の考え方としてほしい。 ・ R7. 10. 31時点の素案第2段に「将来を切り開く」とあるが、将来は「切り拓く」と「切り開く」のどちらが適切な表現なのか。 ・ こどもを取り巻く状況を的確に指摘すべき。	・ R7. 10. 31時点の素案第1段～第3段において、「こどもは、一人一人がかけがえのない大切な存在です。こどもは、周りの人に温かく見守られ、支えられることによって、心身ともに健やかに育ち、失敗を恐れずに挑戦でき、将来を切り開くことができます。また、こどもにとって、自分の意見が大切にされる経験は、自己肯定感や自己有用感を高め、自分らしく生きていくことにつながります。」と規定した。 ・ 一般的に「将来」という言葉と一緒に使う場合は、「切り開く」が最も自然で広く使われる表現であり、具体的で強い創造性・開発性のニュアンスを込めたい場合に「切り拓く」を使う。こども大綱でも「切り開く」としていることから、「切り開く」が適切と考える。 ・ R7. 10. 31時点の素案第5段において、「しかしながら、いじめ、虐待、貧困及びヤングケアラー並びにインターネットの利用に関する問題など、こどもを取り巻く状況は厳しさを増しています。また、高い共働き世帯率、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、家族や地域がこどもを見守り、支える機能が低下し、こどもや保護者の不安感や孤立感が高まっています。」と規定した。

素案に対するこども及び委員などのご意見とその対応について

条例の構成	こども及び委員などのご意見	意見への対応
1 前文（つづき）	・ R7. 10. 31時点の素案第7段（最終段）を次のとおり修正してはどうか。「こどもの権利条約は1989年に国連で採択され、日本は1994年に批准しています。以来30年を経過して条例制定をしようとしています。この間県としてこどもたちの権利を保障する条例を制定してこなかったことに対して深く反省をしているものです。この間いじめや虐待等の権利侵害を受けてきた方々には心より申し訳なく思っています。このたびの条例制定により、権利保障を明確にし権利侵害の防止と救済を県あげて取り組むことを約束いたします。」 ・ R7. 10. 31時点の素案第7段（最終段）の幸せな状態（ウェルビーイング）に違和感がある。幸せな状態を表わすのに使うためよいと思うが、ウェルビーイングを出すなら、ウェルビーイング（肉体的、精神的、社会的に満たされた状態）の説明をしたほうがいいのでは。（ ）の中身が幸せな状態の説明としては少々不足に感じます。ウェルビーイングな（肉体的、精神的、社会的に満たされた）生活とか。好みの問題かもしれません。1条でウェルビーイングの単語なしにウェルビーイングの説明があったので、ウェルビーイング自体なくてもいいのかもしれない。	・ 県は、これまでもとやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例でこどもの権利や意見の尊重について規定し、様々な取り組みを行ってきたが、第5段のとおり、こどもを取り巻く状況が深刻化していることから、こどもまんなか社会の実現という目的を明確にした条例を制定し、既存条例と相まってこどもの支援のための施策を総合的に推進することとした。なお、「権利保障を明確にし権利侵害の防止と救済を県あげて取り組む」ことについては、その趣旨を第6段第1文に反映した。 ・ ウェルビーイングの説明について、富山県成長戦略では、「自分らしく幸せに生きられること」や「収入や健康といった外形的価値だけではなく、精神的にも社会的にも全てが満たされた状態であること」としており、「収入」といったおとなも含めた説明となっているため、本条例ではこども大綱の表現を採用した。

素案に対するこども及び委員などのご意見とその対応について

条例の構成	こども及び委員などのご意見	意見への対応
1 前文（つづき）	・ R7. 10. 31時点の素案第7段の「自立した個人」よりも「自律した個人」の方が適した表現ではないか。厚労省のひきこもり支援指針は「自立」（社会参加及び就労すること）から「自律」（自身を肯定し主体的な決断ができる状態）に表現を改めた。	・ こどもは「自分で考えたい、自分で決めたい」という自律の芽生えを原動力として、少しずつ「自分のことは自分でできる」という自立のスキルを身につけていくことから、「自律」にとどまらない「自立した個人」とした。こども基本法でも「自立した個人」としており、現在の案のとおりとした。
2 目的（1条）	・ 既存条例である「とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例」との関係性を明記すべき。	・ ご意見を踏まえ、R7. 10. 31時点の素案1条では、「とやまの未来をつくる子育て支援その他の少子化対策の推進に関する条例と相まって」こどもの支援のための施策を総合的に推進し、こどもまんなか社会の実現を図ると規定した。
3 定義（2条）	・ 「こどもに対し、授業の終了後又は休日に遊び又は生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を行う者」（R7. 3. 27時点の素案2条4項2号）と「こどもの支援を行う民間団体」（R7. 3. 27時点の素案9条）を明確に区別することは難しく、またその必要性も小さいのではないか。	・ R7. 10. 31時点の素案2条4項において、学校や児童福祉施設の関係者も含め、こどもにとって保護者に次いで身近な存在をまとめて「こどもの学びや育ちに関する施設等関係者」と規定した。
4 基本理念（3条）	—	—
5 こどもにとって大切な権利（4条）	・ R7. 3. 27時点の素案4条1項の主語は「県民」ではなく「こども」とし、こどもは権利の主体として何ができるのか、またはどのような支援を受けることができるのかという視点で規定すべき。	・ ご意見を踏まえ、R7. 10. 31時点の素案4条1項の主語は「すべてのこども」として見直した。

素案に対するこども及び委員などのご意見とその対応について

条例の構成	こども及び委員などのご意見	意見への対応
5 こどもにとって大切な権利（4条）（つづき）	・「温かく見守る」（R7. 10. 31時点の素案4条1項2号）の内容がいまいちはっきりしないと思う。「こどもの命を守ります、尊厳も守ります」ということを言いたいと解釈したが、修正案だけでは正しく読み取れないように思う。例えば「命と個人の存在、価値を守る。」としてはどうか。 ・夢ばかり言わないでほしい。「好きなこと」や「やってみたいこと」という表現にできないか。 ・「好きなこと」は現在のことを言い、「夢」は将来のことを言うのだから、「好きなことや夢に向かって」でよいのではないか。 ・自分のことは自分で決める権利がもっと尊重されることが大切。 ・こどものことを大人だけで決めるのではなく、こども自身に決めさせたり、大人がこどもと一緒に考えたりしてほしい。	・こどもの命や尊厳は、唯一無二という意味で「かけがえのない存在」に含めている。「温かく見守られ」には、命や尊厳を守ることのほか、「周りの人に愛され、信頼されること」（R7. 3. 27時点の素案前文1段）という意味や「失敗を恐れずに挑戦でき、将来を切り開くこと」（R7. 10. 31時点の素案前文2段）への見守りという意味も含めている。 ・ご意見を踏まえ、R7. 10. 31時点の素案4条1項4号を「希望と意欲に応じて好きなことや夢に向かって挑戦できること。」に修正した。 ・ご意見を踏まえ、R7. 10. 31時点の素案4条1項5号に「自分の成長に役立つ情報を入手することができ、自分の権利や社会に関する正しい知識に基づき将来を自ら選択できること。」を規定。 ・R7. 10. 31時点の素案4条1項6号に「自分の意見をもつためのさまざまな支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できること。」を規定。

素案に対するこども及び委員などのご意見とその対応について

条例の構成	こども及び委員などのご意見	意見への対応
5 こどもにとって大切な権利（4条）（つづき）	・ 最近物騒ですし、いじめも暴力行為なので、犯罪と明文化してしまった方がいいかもしれません。 ・ 相談に行けないこどももいるので、困っている様子に気づいてほしい。 ・ 大人が普段からこどもの気持ちに関心を持ち優しく声をかけてくれることや、大人がこどもの意見を否定せずにしっかりと受け止める姿勢をもつことが大切。	・ 「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法2条1項）をいい、いじめの中には犯罪行為として扱われないものも含まれるため、現在の案（R7.10.31時点の素案4条1項8号）のとおりとした。 ・ R7.10.31時点の素案4条3項に「こどもの健やかな成長を支える者は、こどもの権利が侵害されていないか注意深く見守るよう努めなければなりません。」と規定した。

素案に対するこども及び委員などのご意見とその対応について

条例の構成	こども及び委員などのご意見	意見への対応
6 役割 (5条～9条)	・ R7.10.31時点の素案前文6段では、保護者や身近な大人以外にも国、県、市町村及び県民も文意に含まれているため、第5条で県が尊重すべき取組みの主体は「こどもの健やかな成長を支える者」だけでは足りないのではないか。 ・ 「市町村との連携」の規定は、「役割」とは言えないので、第2章（こどもまんなか社会を実現するためのこどもの支援に関する基本的取組み）で規定すべき。 ・ 保護者の役割について、R7.3.27時点の素案7条では、『「こどもの健やかな成長の第一義的責任を有することを認識」と規定する一方で、「心身の健やかな成長を図るよう努める」とするのは矛盾していないか。』、『教育基本法では、保護者の責務として「自立心の育成」や「心身の調和のとれた発達を図る」ことも規定しているのに、「生活のために必要な習慣を身に付けられる」ことだけ条例で規定するのはバランスを欠いていないか。第7条は教育基本法と児童福祉法の趣旨が混在した規定となっていると思う。 ・ こどもが親から愛情を受けて育つよう、親やこども、周囲の人間が守るべきことも盛り込むべきではないか。 ・ 「健やか」が同じ文に2回出てくるのは苦しい。どうにかできないものか。	・ 「こどもの健やかな成長を支える者」には、保護者のほか学校関係者など学びや育ちを支える県民が広く含まれる（2条2項2号）。また、市町村との連携についても10条で規定しており、県が尊重すべき取組みの主体としては網羅されていると考えている。 ・ ご意見を踏まえ、R7.10.31時点の素案では第2章の冒頭（10条）に規定した。 ・ ご意見を踏まえ、R7.10.31時点の素案第6条において、「保護者は、基本理念にのっとり、こどもが自立した個人として健やかに成長することについて第一義的責任を有することを認識しつつ、こどもを見守り支えるものとします。」とした。

素案に対するこども及び委員などのご意見とその対応について

条例の構成	こども及び委員などのご意見	意見への対応
7 こどもまんなか社会を実現するためのこどもの支援に関する基本的施策 (10条～17条)	・ 中学校を卒業してどこにも属しておらず権利が守られていないこどもが一定数いる。そうしたこどもたちにとのように対応するかが大事。 ・ こどもの健やかな成長に関して関係機関及び関係団体に相談できると規定している（14条1項）が、貧困や格差など直接成長に関するものではない相談や支援があてはまるか不明瞭に感じる。こどもの健やかな成長だと、精神的肉体的な相談支援とは結びつきやすくても、社会的な相談支援には結びつきにくいのではないかと思う。 ・ こどもの意見はどこに伝えられ、どのように判断され、どのように反映されたのかが明確にされることが大切。 ・ R7.3.27時点の素案15条で、こどもからの意見聴取及び施策への反映を規定しているが、保護者の意見も聞くべきではないか。	・ R7.10.31時点の素案13条において、「県及びこどもの学びや育ちに関する施設等関係者は、こどもの健やかな成長に対する支援が、その心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるよう、相互に連携し協力して取り組むものとします。」と規定した。 ・ 貧困や格差の問題もこどもの心身の成長ひいてはこどもの社会的な成長に影響を及ぼすことから、相談支援を行う重要な分野の1つであると考えている。 ・ R7.10.31時点の素案15条1項において、「こども等の幅広い意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとします。」と規定した。 ・ ご意見を踏まえ、「こども等」とした。なお、こども基本法は、こどもの健やかな成長に対する支援だけでなく子育て支援も包含しているため、意見を聴く対象を「こども又はこどもを養育する者その他の関係者」（11条）と並記しているが、本条例はこどもの健やかな成長に対する支援のみを対象にしているため、意見を聴く対象は「こども等」とし、施策の目的等に応じて保護者やそれ以外の関係者にも意見を聴くこととした。

素案に対するこども及び委員などのご意見とその対応について

条例の構成	こども及び委員などのご意見	意見への対応
7 こどもまんなか社会を実現するためのこどもの支援に関する基本的施策 (10条～17条) (つづき)	・「こどもの視点に立った情報提供等」(R7. 10. 31時点の素案16条)の主体に市町村も含めるべきではないか。 ・ R7. 3. 27時点の素案15条のこどもの視点に立った情報提供は、「こどもの支援のための施策」(R7. 3. 27時点の素案14条)に限定されるのか。	・ 小中学校教職員などこどもにとって保護者に次いで身近な者は、「こどもの健やかな成長を支える者」(2条2項2号)に含まれている。また県は施策の実施にあたり市町村と連携することとしている(10条)ことから、必要に応じて市町村にも協力を求めていくことになると考えている。 ・ 「こどもの支援を実施するための計画又はこどもの支援のための施策」(R7. 10. 31時点の素案15条)に限らず、こどもが健やかに成長するために必要な知識が広く含まれるべきであるため、R7. 10. 31時点の素案16条において「その健やかな成長のために」を追加した。

素案に対するこども及び委員などのご意見とその対応について

条例の構成	こども及び委員などのご意見	意見への対応
7 こどもまんなか社会を実現するためのこどもの支援に関する基本的施策 (10条～17条) (つづき)	・ 健常者と障害者が話し合うときに、障害者が1人では意見をいいにくい。 ・ 夢について話したときに、頭ごなしに否定するのではなく、まずは肯定してほしい。 ・ 学校で嫌なことがあったときに、大人が忙しそうにしていたら声をかけづらく、相談できない。 ・ 大人が頷いて話を聞いてくれたり、目線を合わせてじっと待っていてくれると、話してもいいんだと安心できる。 ・ こどもから大人に話しかけるのは勇気が必要。大人からこどもへの声掛けがあれば意見や気持ちを伝えやすい。また、相談しても否定されない、こどもの心が守られる環境づくりも大切。 ・ こどもが意見を表明をする場所は小学校や中学校、市役所であり、主に市町村の管轄なのだから、素案17条の主体に市町村も含めるべきではないか。	・ R7. 10. 31時点の素案17条において、こどもが意見を表明しやすい環境づくりについて規定した。 ・ 「こどもの健やかな成長を支える者」(R7. 10. 31時点の素案2条2項2号)には小中学校などこどもにとって保護者に次いで身近な者が含まれる。

素案に対するこども及び委員などのご意見とその対応について

条例の構成	こども及び委員などのご意見	対 応
8 こどもの悩みの解決に向けた支援等（18条～24条）	・ R6. 11. 20時点の素案では支援委員会の対象事案を「いじめ、体罰等によるこどもの権利侵害」と規定し、また、R7. 3. 27時点の素案では「権利侵害」としていたが、R7. 10. 31時点の素案では「こどもの悩みの解決に向けた支援」（18条 1 項）としている趣旨は何か。 ・ こども支援委員会はこどもの最善の利益の代弁者であるべき。 ・ 何人も権利侵害してはいけないことを明記すべきではないか。 ・ 申立てがなくても、こども支援委員会が主体となって、こどもの意見を聴取する仕組みを検討してはどうか。	・ いじめ、体罰等による権利侵害だけではなく、こどもの悩みに幅広く対応できることを明確にするために規定ぶりを改めた。 ・ 18条 4 項において、こども支援委員会は「公平かつ適正にその職務を行い、こどもの気持ちを尊重し、その最善の利益を考慮して職務を行うものとします。」と規定した。 ・ 権利侵害をしてはいけないことは重要なことであるが、法文の簡潔性の原則では自明のことは規定しないこととされているためR7. 3. 27時点の素案19条 1 項を削除した。 ・ 相談機関との役割分担の観点から、まずは相談機関がこどもの意見を聞きとる仕組みとした（こども支援委員会は相談機関の補足的役割、R7. 10. 31時点の素案19条 2 項参照）。

素案に対するこども及び委員などのご意見とその対応について

条例の構成	こども及び委員などのご意見	意見への対応
8 こどもの悩みの解決に向けた支援等（18条～24条）	・調整等の申立てにあたり、こども総合サポートプラザへの相談は手続き上必須なのか。申立ての窓口は、こども総合サポートプラザなのか。 ・県に権限がない事案であっても県が意見を表明することに意義はあるのではないか。 ・調整が効かない、難航するケースでは最後にどうするかということも決めておいた方がよい。	・相談機関とこども支援委員会の役割分担のため、こども総合サポートプラザの総合窓口であるこども相談センターへの相談を申立ての前置とした（R7. 10. 31時点の素案19条2項参照）。こども支援委員会はこの申立て窓口はこども家庭室に設置する方向で検討を進める。 ・意見表明は、実効性の観点から、法令に基づく救済制度が存する場合を除き、知事が必要な措置を講じることができる事案を対象とした（R7. 10. 31時点の素案22条1項参照）。 ・R7. 10. 31時点の素案23条に「調整等を尽くしても事案の解決が見込めないときは、出席委員全員の一致により調整等を終了することができます。」と規定した。

素案に対するこども及び委員などのご意見とその対応について

2 条例の運用に関すること

こども及び委員などのご意見	意見への対応
・ この条例が制定されたとして小学生や中学生が内容を簡単に理解できるとは思えないので、小中学生向けに広く周知するための広報を行うのが良いと思った。 ・ こどもにとって一番大切なのは、保護者や先生など信頼できる身近な大人に安心して相談できること。「自分だけではない」、「我慢すべき」と思い込み相談をためらうことがないように相談のハードルを下げる工夫や、子どもが安心して相談できる環境づくりの必要性を改めて感じました。 ・ 公式LINEのような相談チャット式のツールがあってもよいのではないと思う。私も、私の周りも電話に出たくない人は多い。また電話越しに初対面の人に相談するのは、だれであっても辛いと思う。文面なら詳らかに悩みを話せるという思春期の子供は多いと思います。 ・ こども支援委員会は委員全員で申立て全件に対応するのか。例えば、こどもの意見を聞く者を相談窓口担当者に委託することも考えているのか。	・ 具体的な取組みを進めるに当たり、ご意見の趣旨を踏まえるものとする。 ・ 具体的な取組みを進めるに当たり、ご意見の趣旨を踏まえるものとする。 ・ 具体的な取組みを進めるに当たり、ご意見の趣旨を踏まえるものとする。 ・ 申立てに関する議論は委員全員で行うが、こどもの意見は、担当委員と事務局職員の2名で聞き取る方向で検討を進める。

素案に対するこども及び委員などのご意見とその対応について

こども及び委員などのご意見	対 応
・ こども支援委員会は関係者に対してトップダウン的な態度ではなく、関係者の理解を得ながら手続きを進めるべき。 ・ 救済機関は、こどもが立ち直り成長していく関係づくりを調整していく取組みを行ってほしい。 ・ 救済機関はトップダウン的な指導ではなく学校と連携しながら対応してほしい。 ・ 救済機関では、こどもの意見を大人の言葉に通訳する役割が必要。 ・ こどもの気持ちをアドボケイト（代弁）することが重要。 ・ 対話を重視しながら、協議、協働の中での調査、調整役を担う機関として、そのための重層的な制度設計をどのように分かりやすく、県民に周知を図っていくか、検討していく必要があるかと思う。	・ こども支援委員会は、こどもの気持ちを最優先に、第三者の合議に基づき、市町村や学校など関係者の理解を得ながら解決を目指すこととしている。 ・ こどもの気持ちをアドボケイトできるよう配慮しながら申立て手続きを進めていく。 ・ 相談機関と救済機関の役割分担は、広報活動を通じて周知を図っていく。